

歴代食品安全委員会事務局長

	氏名	在任終了後の異動先
初代	梅津 準士	農林水産省大臣官房付
2	齊藤 登	農林水産政策研究所長
3	栗本 まさ子	農林水産省生産局付(退職)
4	姫田 尚	農林水産省生産局付(退職)
5	川島 俊郎	退職
6	小川 良介	農林水産省消費・安全局長
7	鋤柄 卓夫	—

食品安全委員会事務局長OBの食品関連企業への再就職の状況

氏名	年月日	再就職先
姫田 尚	H29. 5. 25	わらべや日洋ホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員)

(注)平成20年12月31日以降、国家公務員法第106条の25第2項に基づく再就職情報の公表があったもの

欧米で禁止されている農薬について、 禁止の理由に対する政府答弁

(2022年4月20日衆議院厚生労働委員会議事録より抜粋)

■ネオニコチノイド系の殺虫剤チアクロプリドについては、2020年1月にEUで使用禁止となった。その理由について農林水産省の沖大臣官房参事官は「当該成分を人への生殖毒性があると推定されるものとした欧州化学品庁の分類結果等に基づいて、

欧州食品安全機関が人への健康に及ぼす影響への懸念等も示した評価結果を提出したことを考慮し、欧州委員会が決定した」と答弁した。

■有機リンの殺虫剤クロルピリホスは2022年2月に米国で食用作物への使用が禁止となったが、その理由について農林水産省の沖大臣官房参事官は「食品、飲料水等からの暴露量が神経毒性及び発達神経毒性の懸念されるレベルを超えることを踏まえ」と答弁した。

クロルピリホスは、2020年1月EUでも使用が禁止された。その理由について農林水産省の沖大臣官房参事官は「遺伝毒性に懸念があること、発達神経毒性に影響が認められ、生殖毒性が懸念されること」と答弁した。

以上

出典)2022年4月20日衆議院厚生労働委員会議事録より長妻昭事務所で作成

扶養義務者申告書

(提出先) 足立区足立福祉事務所長

年 月 日

申請者 住所 足立区

氏名

私の扶養義務者について、以下のとおり申告いたします。

※ 以下のいずれかに該当する場合は、「扶養義務履行が期待できない者」と判断する際の基準となりますので、「状況」欄に番号を記入してください。

- 1 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- 2 申請者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相格をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られている、一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶しているなど）
- 3 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに申請者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者など）
- 4 その他、上記以外で上記と同等の状況 ※ 状況を地区担当員にご説明ください。

続柄	氏名	生年月日	状況
住所	電話番号		
続柄	氏名	生年月日	
住所	電話番号		

続柄	氏名	生年月日	状況
住所	電話番号		
続柄	氏名	生年月日	状況
住所	電話番号		
続柄	氏名	生年月日	状況
住所	電話番号		
続柄	氏名	生年月日	状況
住所	電話番号		
続柄	氏名	生年月日	状況
住所	電話番号		
続柄	氏名	生年月日	状況
住所	電話番号		

出典)足立区役所資料

II 生活保護法関係通知 第2章 保護の実施体制

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

様式第22号

番 号
年 月 日

殿

福祉事務所長

氏 名



生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について (照会)

あなたの にあたる甲さん (住所) は生活保護法による保護を申請して (受けて) いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

つきましては、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護法施行細則準則について

(別紙)

扶 養 届 書

福祉事務所長 殿

住所
氏名

先に照会のあった甲に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号 — —)

2 金銭的な援助について

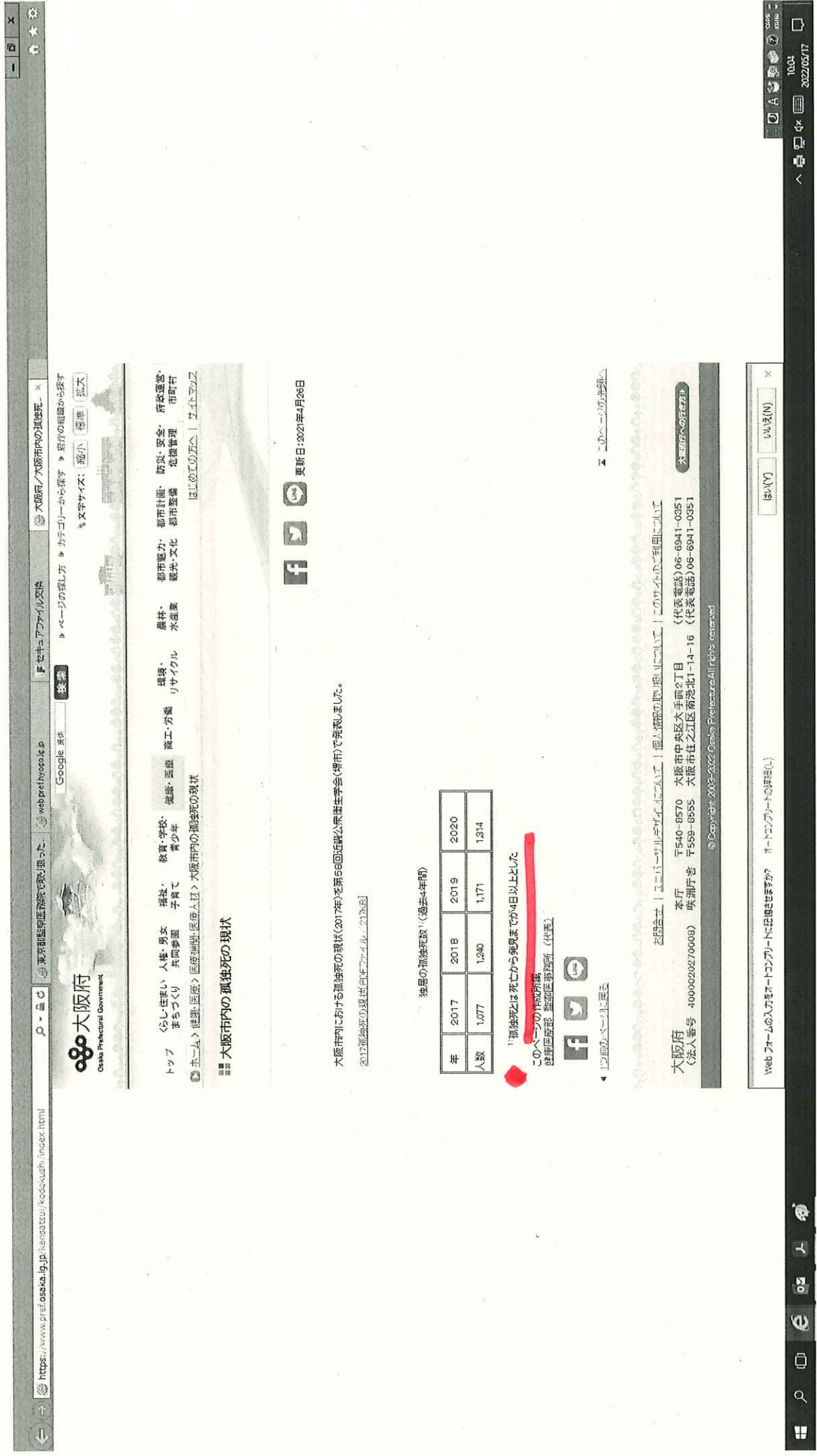
金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由:)
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	①金銭により毎月 (年) ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ・ 円を送付します。 ②物品により毎月 (年) を 程度送付します。 ③氏名 を引き取ります。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況						
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額	
	本人				円	
上記のうち甲についての						
①税法上の扶養控除を受けている者の氏名						
②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)						
(2) 資産の状況	有・無	①家屋 m ² (坪)	②宅 地 m ² (坪)	③田畑 m ² (坪)	④山林等 m ² (坪)	
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月 (年) 額	返済の終了予定		
		住宅ローン	円			
		その他 ()				
(4) 健康保険等の加入状況	①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 () ④その他 ()					
上記で①以外に加入している場合甲については被扶養者として						
①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり						

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入して下さい。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい。



- くらし住まい 人権・男女 福祉・ 教育・学校 福祉・医療 健康・医療 福祉・医療 福祉・医療
- まちづくり 共同参画 子育て 青少年 福祉・医療 健康・医療 福祉・医療 福祉・医療
- トップ
- ホーム > 健康・医療 > 医師・歯医 > 大阪市内の孤独死の現状

大阪市内の孤独死の現状

大阪市内における孤独死の現状(2017年)を第56回近畿公衆衛生学会(堺市)で発表しました。

近畿孤独死の現状(2017年)を第56回近畿公衆衛生学会(堺市)で発表しました。

孤独死の現状(過去4年間)

年	2017	2018	2019	2020
人数	1,077	1,240	1,171	1,314

※孤独死とは死亡から発見までが4日以上とした

このページの印刷用URL
健康医療部 健康医療課 (代表)



このページの印刷用URL

大阪府
(法人番号 4000020270008) 咲洲庁舎 〒599-8555 大阪府住之江区新港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

大阪府庁舎 〒540-8570 大阪府中央区水辺公園目 (代表電話)06-6941-0351

© Copyright 2003-2022 Osaka Prefecture. All rights reserved.

出典)大阪府ホームページ(https://www.pref.osaka.lg.jp/kansatsui/kodokushi/index.html)より抜粋

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

7

『日本経済新聞』2021.6.13.

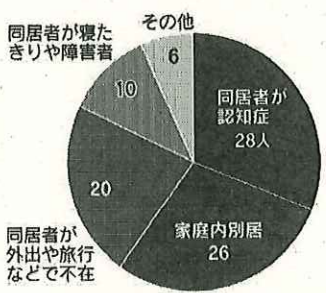
※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

「同居孤独死」3年で550人

東京・大阪・神戸 認知症・寝たきり背景

家族など同居者がいるのに死亡後すぐに発見されず、介護などが必要な状態のまま死亡する「同居孤独死」が、た事例もあつた。全国的に2017～19年の3年間に調査はなされ、実態はよくわかっていない。同居者が多く、高齢者が多い。東京23区と大阪市、神戸市で550人を超えた。認知症や寝たきりのため、死亡を周囲に伝えられなかった。同居者が多く、高齢者が多い。東京23区と大阪市、神戸市で550人を超えた。認知症や寝たきりのため、死亡を周囲に伝えられなかった。

死亡の発見が遅れた要因



(注)2017～19年の大阪府監察医事務所調べ

人おり、介護していた同居者が先に亡くなり、生活が立ちゆかなくなると命を失った人もいた。こうした事例は20年以降も後を絶たない。11月に大阪府旭区の住宅で発見された80代男性と60代女性の親子の遺体は、推定で死後約1～2週間経過していた。

大阪府警によると、死因はいずれも低栄養症による衰弱死だったが、冷蔵庫には食料が残っていた。近所の男性の話では、父親は数年前から認知症を患い、親子に近所付き合いはほとんどなかった。厚生労働省によると、一人暮らしをする高齢者は19年に全国で736万9千世帯あり10年から200万世帯以上増えた。一方で、高齢者を含む2人暮らし世帯も増加している。どちらかが65歳以上の夫婦2人暮らしの世帯は10年に619万世帯だったが、19年に827万世帯となった。

地域の見守り活動を支援するのは各地の民生委員。関西学院大の牧里毎治生委員に知らせる仕組みが必要だ」と話す。

同居孤独死を防ぐ新たな見守りの形として、牧里生委員は「生活状況を把握するために新聞や郵便物を優先させるを得ない。一人暮らし高齢者のケアを優先させるを得ない。同居者がいる世帯に気を配るのは難しい」と話す。あればいち早く行政や民生委員に知らせる仕組みが必要だ」と話す。



孤独死、推計2.7万人 つかめぬ実態「国に定義なく」

孤独死

菅原 普 2018年9月18日 19時51分



集められた室内のゴミ＝2018年8月30日、福岡県、長沢幹城撮影



生前の本人の意向がわかる。

ただ、孤独死の発生状況について、朝日新聞が47都道府県に電話取材したところ、調査をしているのは北海道と鹿児島県のみだった。北海道は13年から「死後1週間を超えて発見された人」、鹿児島県は15年から「65歳以上の一人暮らしで誰にもみとられずに亡くなり、2日以上経った人」と定義し、市町村が把握できたケースを集計。最新の結果は、北海道110人(17年)▽鹿児島57人(17年度)だった。

一方、調査をしていない都府県からは「国に定義がないことに沿っている」(神奈川県)、「孤立状態をどうとらえるかが難しい」(秋田県)、「正確に把握する方法がない」(大阪府)などの意見が挙がった。

民間の調査機関「ニッセイ基礎研究所」(東京)は11年、東京23区での孤独死者数と全国の人口動態統計のデータを使って、全国の65歳以上の孤独死者数の推計値を出した。「自宅で死亡し、死後2日以上経過」を「孤立死」と定義した場合、年間で2万6821人にのぼったという。

孤独死に詳しい日本福祉大の斉藤雅茂准教授(社会福祉学)は「高齢者の孤独死は、生前に身の回りの衛生管理や他人との交流が欠落している場合が多く、尊厳が保たれた最期とは言えない」と指摘。その上で「問題の規模感を把握し、対策を講じるためにも行政による調査は必要。定義は絶えずブラッシュアップすればいい。国や研究者が一定の定義を示し、地域に近い市町村や警察が連携しながら調査を進めるべきだ」と話している。(菅原普)

企業や自治体も対応を始めている。複数の損害保険会社は、賃貸物件のオーナー向けに、孤独死が発生した際、家賃や部屋の原状回復費を補償する商品を販売している。東京海上日動火災保険の「孤独死保険」は、2017年の契約件数が対前年比1.7倍に上るといふ。

血だまりと飲みかけのコーヒー 遺品整理、日常の孤独死 →

「孤立死した人の部屋に共通点」遺品整理業者が見た現実 →

東京都足立区は「古い支度読本」を無料で配布し、4万部まで増刷を重ねた。親族の連絡先や財産、希望する葬儀の形式などが書き込めるようになっており、孤独死をしても

令和4年5月18日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

9

HER-SYS上で死亡場所が「自宅」とされている事例について

○ HER-SYS上、令和3年4月1日～令和4年4月5日までの間に発生届の提出があり、最終的に死亡となった事例のうち、死亡場所が「自宅」と入力されたものが323件。
 (4月12日9時入力時点。今後の入力状況により、数字に変動があり得る。)

<①月別件数>

4月	48件
5月	39件
6月	4件
7月	11件
8月	77件
9月	15件
10月	0件
11月	0件
12月	0件
1月	30件
2月	73件
3月	25件
4月	1件
合計	323件 ※1,2,3

<②年齢構成>

10歳未満	0
10代	2
20代	11
30代	14
40代	20
50代	42
60代	28
70代	65
80代以上	140
不詳	1

<③性別>

男性	187
女性	136

- ※1 上記件数は、発生届が提出された月で集計している。
- ※2 総件数のうち、届出時点で亡くなっていた件数は18件である。
- ※3 総件数のうち、重症化リスク因子が「あり」とされていた件数は152件である。
 年齢別内訳は以下のとおり。

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
1件	1件	2件	7件	13件	13件	35件	80件

10

令和4年5月13日
警察庁刑事局捜査第一課

新型コロナウイルス陽性死体取扱状況について

月別	陽性死体取扱い数(件)	PCR等検査実施時期			発見場所	
		生前	死後	不実施	自宅等	外出先
令和2年1月	0	0	0	—	0	0
2月	0	0	0	—	0	0
3月	2	0	2	—	1	1
4月	21	3	18	—	19	2
5月	6	0	6	—	4	2
6月	1	0	1	—	1	0
7月	3	0	3	—	2	1
8月	10	3	7	—	7	3
9月	4	2	2	—	4	0
10月	9	3	6	—	8	1
11月	10	3	7	—	8	2
12月	56	18	38	—	50	6
令和3年1月	132	56	76	—	123	9
2月	22	8	14	—	20	2
3月	31	9	22	—	29	2
4月	96	39	57	—	91	5
5月	97	39	58	—	92	5
6月	36	6	30	—	30	6
7月	31	13	18	—	28	3
8月	250	132	118	—	218	32
9月	117	51	66	—	96	21
10月	17	5	12	—	14	3
11月	2	0	2	—	1	1
12月	3	0	3	—	2	1
令和4年1月	151	60	91	0	138	13
2月	564	270	289	5	512	52
3月	239	90	147	2	229	10
4月	90	35	55	0	78	12
合計	2000	845	1148	7	1805	195

※ 本日集計時点。「自宅等」は、入所施設、宿泊施設も含む。「外出先」は、自宅等以外のもの。

